



証券コード：1438

第60回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2025年12月25日(木曜日) 午前10時
受付開始 午前9時

場 所

岐阜県岐阜市柳ヶ瀬通6丁目14番地
ホテルグランヴェール岐山 3階 末広の間
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)

議 案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

目 次

株主の皆様へ.....	1
第60回定時株主総会招集ご通知.....	2
株主総会参考書類.....	4
事業報告.....	10
連結計算書類.....	30
計算書類.....	43
監査報告.....	52

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第60回定時株主総会招集ご通知をご提供するにあたり、ご挨拶申しあげます。

当社グループは、環境問題への対応や持続可能な開発目標の実現が重視される社会において、癒しを与える住空間や循環型の自然環境を提供することで着実に成長してまいりました。その結果、当連結会計年度において、過去最高水準となる売上高62億円に到達するとともに、経常利益に関しても過去最高益を達成いたしました。これもご支援をいただきております株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーの皆様によるご支援やご愛顧によるものであります。引き続き、当社グループは、創業者の確立した「匠」の技術や地球環境に配慮した「人と自然が共生できる」造園技術により、持続可能な社会の実現に貢献させていただくとともに更なる企業価値の向上に挑戦してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

2025年12月
代表取締役社長 山田 準

株主各位

証券コード 1438
2025年12月8日

(電子提供措置開始日 2025年12月4日)

岐阜市西部菱野四丁目79番地の1

株式会社岐阜造園

代表取締役社長 山田 準

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、本招集ご通知（書面）のご送付とあわせて、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっております。本招集ご通知（書面）の内容について、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所（東証）ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.gifu-zohen.co.jp/ir/news/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「岐阜造園」または「コード」に当社証券コード「1438」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年12月24日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

① 日 時	2025年12月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
② 場 所	岐阜県岐阜市柳ヶ瀬通6丁目14番地 ホテルグランヴェール岐山 3階 末広の間 (会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
③ 目的事項	報告事項 1. 第60期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第60期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権の行使についてのご案内



株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。



郵送により
議決権を行使していただく場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
2025年12月24日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金18円 総額は58,395,834円

なお、中間配当金として 1 株につき金18円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は 1 株につき金36円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年12月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）は任期満了となります。つきましては、取締役会を迅速化・効率化するために、4名を減員し、社外取締役2名（男性1名、女性1名）を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

各取締役候補者の選定につきましては、指名・報酬委員会の答申を経たうえで、取締役会にて選定しております。

なお、当社は、経営の意思決定及び監督と業務執行機能の分離を目的とした執行役員制度を導入する予定であり、減員した4名については、執行役員として選任する予定であります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	お 粟 達 弘 (1944年5月17日)	1969年3月 当社入社 1970年2月 常務取締役 1988年4月 専務取締役 2005年4月 代表取締役社長 2005年7月 株式会社景匠館取締役（現任） 2020年11月 代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社景匠館取締役	470,100株
取締役候補者とした理由			小栗達弘氏は、1970年2月に当社の常務取締役に就任し、2005年4月からは代表取締役社長として、2020年11月からは代表取締役会長として、長年にわたり当社グループの経営の指揮を執り、当社の企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、造園業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識ともに優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	やま だ ひとし 山田 準 (1951年3月18日)	1970年3月 当社入社 1987年3月 設計部長 1993年11月 取締役設計部長 2008年1月 専務取締役設計部長 2018年10月 専務取締役ガーデンエクステリア事業部担当 2020年11月 代表取締役社長（現任） 2024年10月 株式会社景匠館取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社景匠館取締役	42,800株
取締役候補者とした理由			
山田準氏は、1993年11月に取締役に就任し、長年にわたり、当社グループの経営に携わっております。同氏は設計部門を統括し、当社グループの技術力の向上や新たな商品価値を創造した実績があります。2020年11月からは、代表取締役社長に就任し、当社グループの業務執行における指揮を執っており、社長就任以降5期連続で增收・増益を達成しております。同氏は、当社グループの主軸である造園技術に対する豊富な経験と高度な知見を有しております。また、企業経営者としての経験、人格及び見識についても優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	お ぐり えい いち 小栗栄一 (1971年10月2日)	1993年4月 有限会社サテライトオフィス入社 1995年4月 当社入社 2009年3月 営業部長 2013年6月 取締役営業部長 2016年5月 常務取締役営業部長 2018年10月 常務取締役ランドスケープ事業部担当 2023年12月 常務取締役名古屋支店長 中部地区担当 2025年4月 常務取締役中部地区担当（現任）	108,900株
取締役候補者とした理由			
小栗栄一氏は、2013年6月に取締役に就任し、当社グループの経営に携わってきております。同氏は、長年にわたる営業部門での実績や経営戦略上の重要な地域である中部地区の責任者として、当社グループの企業価値の向上に貢献しております。また、企業経営者としての経験、人格及び見識についても優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重　要　な　兼　職　の　状　況　)	所有する 当社の株式数
4	やま　もと　ひで　き 山　本　秀　樹 (1968年8月21日)	<p>1996年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>2000年4月 公認会計士山本秀樹事務所設立 所長（現任）</p> <p>2003年4月 有限会社アルファコンサルティング（現株式会社アルファコンサルティング）設立 代表取締役（現任）</p> <p>2007年7月 アルファ税理士法人設立 代表社員（現任）</p> <p>2010年6月 中央発條株式会社 社外監査役（現任）</p> <p>2016年5月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 公認会計士山本秀樹事務所 所長 株式会社アルファコンサルティング 代表取締役 アルファ税理士法人 代表社員 中央発條株式会社 社外監査役</p>	4,900株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>山本秀樹氏は、2016年5月に社外取締役に就任して以来、取締役会において、経営に関する有益な意見や他の取締役に対する質問等を行い、取締役会における監督機能としての役割を果たしております。また、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有しており、当社グループの経営監督機能の強化が期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	<p style="text-align: center;"> よこ 横井 良栄 (1968年7月2日) </p>	<p>1991年4月 オリックス株式会社 入社 1997年11月 名古屋錦開発株式会社 入社 2000年8月 株式会社総務システムサービス 入社 2016年12月 社会保険労務士登録 2017年4月 よこいよしえ社会保険労務士事務所開設 代表(現任) 2021年6月 ポバール興業株式会社 社外取締役(現任) 2021年12月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) よこいよしえ社会保険労務士事務所 代表 ポバール興業株式会社 社外取締役 </p>	一株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

横井良栄氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、2021年12月に社外取締役に就任して以来、社会保険労務士として、特に女性の活躍推進や労働法等の見地から、有益な意見や他の取締役への質問等を行い、取締役会における監督機能としての役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、適切に委員会を運営しております。そのような実績から当社グループの経営監督機能の強化及び適切な指名・報酬制度の運営が期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
- 2. 山本秀樹氏、横井良栄氏は、社外取締役候補者であります。
- 3. 当社は、山本秀樹氏、横井良栄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低限度額となっております。なお、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
- 4. 当社は、山本秀樹氏、横井良栄氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
- 5. 山本秀樹氏の社外取締役の在任期間は、本総会を終結した時をもって9年7か月となります。横井良栄氏の社外取締役の在任期間は、本総会を終結した時をもって4年となります。
- 6. 小栗達弘氏の所有する当社の株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社小栗達弘オフィスが所有する当社の株式数を含んでおります。

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって、任期満了により退任される取締役4名に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会の協議によるご一任願いたいと存じます。退任取締役に対する退職慰労金は、当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に基づき、在任年数及び功績に応じて決定されることから、その内容は相当であると判断するものであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
舟 橋 恵 一	2015年1月 当社取締役就任（現任）
茨 宣 晴	2023年12月 当社取締役就任（現任）
兼 松 正 道	2023年12月 当社取締役就任（現任）
佐 藤 雅 大	2023年12月 当社取締役就任（現任）

以 上

事 業 報 告

(自 2024年10月1日)
(至 2025年9月30日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続いたものの、物価上昇の継続と海外経済の不透明感が景気の重石となり、全体としては力強さを欠く推移となりました。個人消費については、賃金の上昇や各種支援策が下支えとなったものの、実質購買力の回復には至らず、回復の足取りは鈍い状況となりました。一方、訪日外国人観光客の増加は引き続きサービス消費の拡大に寄与し、地方都市を含めた観光関連業の活性化に貢献いたしました。企業の設備投資は堅調に推移したものの、中国や欧州経済の減速により輸出は伸び悩み、製造業の一部では慎重な姿勢が見られました。

建設業界においては、公共建設投資は、国土強靭化に向けた施策やインフラ老朽化対策が継続されたことから、堅調に推移いたしました。民間建設投資についても、都市部を中心とした再開発事業や物流施設・ホテル等の非住宅分野における投資が継続し、総じて底堅い動きとなりました。しかしながら、建設資材価格は依然として高止まりしており、加えて人手不足による工期の長期化やコスト上昇への対応が各社の経営課題となっております。

このような状況の下で、当社グループは、持続可能な成長を図るべく、施工力・提案力の強化と人材育成に注力してまいりました。人材面では、若手層・中堅層の育成を目的とした研修制度「岐阜造園アカデミー」の充実を図るとともに、働き方改革を背景に、多様な働き方への対応と生産性向上に取り組みました。事業面では、ガーデンエクステリアにおいて、大手ハウスメーカーとの連携強化を進め、案件規模の拡大や地域別の提案強化が奏功し、受注高は堅調に推移しております。ランドスケープにおいても、首都圏の高級商業施設や宿泊施設を中心に、新規案件の受注が進みました。売上・利益面では、大阪・関西万博に関連する造園工事の完工が寄与したほか、富士山を臨む高級旅館の大型造園工事が順調に進捗し、計画を上回る水準で推移しております。

なお、当社グループの主要な事業は造園緑化事業であります。対象とする物件により、「ガーデンエクステリア」※1と「ランドスケープ」※2に区分しております。

※1 「ガーデンエクステリア」には、主に、戸建、集合住宅における門・塀・庭園を用いた建物周辺の美しい景観構築に関する工事であります。受注の形態としては、当社グループが消費者より直接受注するもの、大手住宅メーカーが受注した住宅建設工事に協力会社として参画するもの及び不動産デベロッパー等が企画した分譲住宅・集合住宅の造園緑化工事を協力会社として請け負うものがあります。

※2 「ランドスケープ」には、主に、官公庁からの、庁舎・学校等の建物における緑化工事、公園の設計施工・指定管理及び街路樹のメンテナンス等が該当します。また、民間からは、商業施設、工場、リゾートホテル、ゴルフ場、飲食店、ショッピングモール、温浴施設、住宅マンション、私立学校、病院、介護施設等の造園緑化工事が該当します。受注の形態としては、当社グループが直接受注するものと、建設会社が受注した工事の造園緑化工事を協力会社として請け負うものがあります。

<ガーデンエクステリア>

ガーデンエクステリアに関しては、売上高は3,357,333千円（前連結会計年度比15.8%増）となりました。当連結会計年度においても、前連結会計年度から引き続き、当社グループは、大手住宅メーカーとの協力関係の強化に努めております。その結果、当社の得意分野である戸建及び集合住宅における高価格帯の外構造園工事が増加し、売上高拡大に寄与しております。

<ランドスケープ>

ランドスケープに関しては、売上高は2,914,023千円（前連結会計年度比26.8%増）となりました。当連結会計年度においては、特に民間からの受注が好調であり、内容としても大型の外構造園工事が多くありました。具体的には、富士高級旅館の造園工事、大阪・関西万博の造園工事、愛知県岡崎市及び安城市の複合商業施設の植栽工事、高級会員制リゾートホテルの外構・植栽工事、県立医科大学の植栽工事、愛知県長久手市ジブリパークの管理業務等であります。また、官公庁からの案件としては、公園の指定管理業務や全国緑化フェスティバルの会場演出業務等があり、売上高増加に貢献しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,271,357千円（前連結会計年度比20.6%増）、営業利益は538,282千円（同20.4%増）、経常利益は549,108千円（同20.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は384,527千円（同12.9%増）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は33,505千円であります。その主なものは、当社における基幹システム構築のための投資やＩＴに関する工具、器具及び備品やソフトウェアの取得であります。

③資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 57 期 (2022年9月期)	第 58 期 (2023年9月期)	第 59 期 (2024年9月期)	第 60 期 (当連結会計年度) (2025年9月期)
売 上 高 (千円)	4,851,854	5,002,157	5,198,677	6,271,357
経 常 利 益 (千円)	369,958	398,664	455,947	549,108
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	247,071	298,748	340,464	384,527
1 株当たり当期純利益 (円)	77.13	93.25	105.84	118.60
総 資 産 (千円)	4,477,861	4,695,863	5,294,131	5,776,333
純 資 産 (千円)	3,268,142	3,526,542	3,820,625	4,144,481

②当社の財産及び損益の状況

区分	第 57 期 (2022年9月期)	第 58 期 (2023年9月期)	第 59 期 (2024年9月期)	第 60 期 (当事業年度) (2025年9月期)
売 上 高 (千円)	3,937,321	4,136,829	4,257,145	5,396,659
経 常 利 益 (千円)	367,349	385,479	423,990	511,538
当 期 純 利 益 (千円)	247,283	290,438	303,721	360,925
1 株当たり当期純利益 (円)	77.20	90.65	94.42	111.32
総 資 産 (千円)	4,087,840	4,291,567	4,808,287	5,336,140
純 資 産 (千円)	3,044,109	3,290,417	3,545,953	3,843,102

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 景 匠 館	58,500千円	100.0%	住宅団地の公共緑地及び戸建住宅の庭園・外構工事の設計・施工及びメンテナンス

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、物価上昇の継続と海外経済の不透明感などが懸念されるものの、公共建設投資においては、国土強靭化に向けた施策やインフラ老朽化対策の継続、民間建設投資においては、都市部を中心とした再開発事業や物流施設・ホテル等の非住宅分野における投資が継続したことから、堅調に推移してきました。その一方で、インフレや円安を背景とする建設資材価格の高騰や賃金の上昇、人手不足による工期の長期化が経営課題となっております。

当社グループは、そのような状況の中、以下の項目を優先的に対処すべき事業上の課題として取り組んでまいります。

①人材の確保、育成及び技能の伝承

当社グループが行う造園緑化事業では、設計や施工に関する技術は専門性が高く、熟練を要するため、一朝一夕では習得することが困難です。しかしながら、顧客に求められる品質・納期・価格を達成するためには、より多くの技術者を擁し、技術力を一層向上させることが必須であります。このため、今後の事業展開においては、優秀な人材の確保、育成及び技能の伝承が重要な課題となります。

採用に関しては、優秀な人材という点においては、新卒・中途採用ともに業種を超えた競争状態にあります。このような状況において、当社では、主要な高校や大学へ定期的に訪問し、当社の認知度を上げることで、新卒採用に向けた高校や大学との連携を強化してまいります。中途採用に関しても、複数の転職エージェントとの連携を強化し、積極的に優秀な人材の採用に努めてまいります。これら採用活動とともに、人材の定着化を図るために、新入社員とは、定期的な面談を実施し、課題や意見を抽出し、早期解決に取り組みます。また、成果に応じた適切な人材評価制度と給与体系を構築することで、評価制度の見える化を推進してまいります。これらに加えて、労働時間のモニタリングを強化することで、時間外労働を削減し、ワーカーライフバランスの実現を図ります。

人材の育成及び技能の伝承に関しては、現場技術者の教育訓練を強化するために社内教育機関として「岐阜造園アカデミー」を設置しております。「岐阜造園アカデミー」では、月に1回以上開催する講習会や講習会の模様を撮影した動画作成を行っております。これにより、人

材育成を加速させ、多くの現場経験を積むことで技能を伝承してまいります。また、造園・土木施工管理技能士、造園技能士、樹木医等の資格取得についても重要な方針としております。

②営業エリアの拡大

事業規模の拡大に向けては、現在の商圈にとどまることなく、営業エリアの拡大を通じて新規顧客を開拓することが不可欠であると認識しております。現在、東京・大阪・名古屋の三大都市圏を拠点とし、その近郊地域にも受注活動を展開しておりますが、今後の具体的なエリア戦略として、東京・大阪・名古屋に次ぐ主要商業都市である福岡への営業拠点開設を視野に入れ、四大都市を中心とした営業基盤の強化を図ってまいります。これにより、持続的な事業規模の拡大を目指してまいります。また、営業エリア拡大に加え、同業他社や異業種を対象としたM&Aの実施、並びに相乗効果が期待できる企業との事業提携など、戦略的アライアンスの推進にも積極的に取り組んでまいります。

③内部管理体制の強化

経営環境の変化に適応しつつ、更なる事業拡大を推進し企業価値を向上させるためには、内部管理体制の強化を通じた業務の標準化と効率化が重要な課題であると認識しております。当社では、社内における情報共有を目的としたITインフラを構築し、一定規模の受注案件に関する情報共有や拠点間における情報交換、他部門との情報共有などに関しては、定期的な会議体制を設置し、早期の問題解決、業務改善につなげてまいります。また、社外との情報共有としては、お客様評価アンケートを実施してまいります。お客様評価アンケートの回答を解析することにより、継続的な受注の獲得やクレームの事前察知に役立ててまいります。

④ITの導入

企業価値の向上のためには、業務をより効率的に行うことが必須となります。当社グループは、業務を効率化するためには、ITを活用した業務システムを構築することが必要と考えております。当社においては、全社基幹システムを導入することで、バックオフィス業務を効率化すると共に業績の見える化を目指します。また、同時にIT全般のセキュリティー確保、保存文書のペーパーレス化、生成AIの活用による業務の効率化を実施してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)

事業区分	事業内容
ガーデンエクステリア	住宅団地の公共緑地及び戸建住宅の庭園・外構工事の設計・施工及びメンテナンス
ランドスケープ	公共施設や商業施設等の造園緑化工事の設計・施工及びメンテナンス

(6) 主要な営業所 (2025年9月30日現在)

①当社

本社	岐阜県岐阜市
東京支店	東京都千代田区
名古屋支店	愛知県名古屋市
長久手営業所 (パインズ長久手)	愛知県長久手市
大阪営業所	大阪府大阪市

②子会社

株式会社景匠館	本社（大阪府大阪市）
---------	------------

(7) **使用人の状況** (2025年9月30日現在)

①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
151名（3名）	1名減（1名減）

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社グループは造園緑化事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
135名（3名）	6名増（1名減）	41.3歳	7.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2025年9月30日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 十 六 銀 行	251,936千円

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年9月30日現在)

- ①発行可能株式総数 8,000,000株
- ②発行済株式の総数 3,244,600株
- ③株主数 1,273名
- ④大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
積水ハウス株式会社	655,500株	20.2%
合同会社小栗達弘オフィス	460,400	14.1
小栗洋行	310,900	9.5
岐阜造園社員持株会	163,100	5.0
小栗博文	110,000	3.3
小栗栄一	108,900	3.3
大橋美智子	104,400	3.2
岡崎衛	88,300	2.7
小栗勝郎	76,560	2.3
小栗正広	67,800	2.0

- (注) 1. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は2,000株増加しております。
2. 当社は自己株式387株を保有しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発行決議日		2019年12月26日
新株予約権の数		100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり156,200円 (1株当たり 781円)
権利行使期間		2022年2月26日から 2028年1月31日まで
行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 2人

(注) 新株予約権の行使条件

1. 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は使用人たる地位を有することを要するものとする。但し、任期満了に伴う退任、定年退職等の正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 当社は、2021年6月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（2025年9月30日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	小栗達弘	株式会社景匠館 取締役
代表取締役社長	山田準	株式会社景匠館 取締役
常務取締役	小栗栄一	中部地区担当
取締役	舟橋恵一	特命担当 ガーデンエクステリア事業部長
取締役	茨宣晴	大阪営業所長関西地区担当
取締役	兼松正道	管理部長
取締役	佐藤雅大	東京支店長関東地区担当
取締役	山本秀樹	公認会計士山本秀樹事務所 所長 株式会社アルファコンサルティング 代表取締役 アルファ税理士法人 代表社員 中央発條株式会社 社外監査役
取締役	横井良栄	よこいよしえ社会保険労務士事務所 代表 ポバール興業株式会社 社外取締役
常勤監査役	井川智康	株式会社景匠館 監査役
監査役	加藤孝浩	加藤孝浩会計事務所 所長 クローバー・ブレイン株式会社 代表取締役 株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング 社外監査役
監査役	川島典子	川島典子司法書士事務所 所長
監査役	小松慶子	弁護士法人三浦法律事務所 パートナー弁護士 株式会社ブイキューブ社外取締役（監査等委員） セイノーホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役山本秀樹氏及び取締役横井良栄氏は、社外取締役であります。
2. 監査役加藤孝浩氏、監査役川島典子氏及び監査役小松慶子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役加藤孝浩氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役小松慶子氏の戸籍上の氏名は市橋慶子氏であります。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低限度額となっております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。

③取締役及び監査役の報酬等

イ．取締役の報酬等に関する決定方針

当社は、2022年12月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に関しては、事前に構成員の過半数を独立役員とする任意の指名・報酬委員会への諮問を行い、答申を受けております。また、取締役会において当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容について、報酬等の内容が当該決定方針と整合したものであること、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることから、当該方針に沿うものであるとして判断しております。

・基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を動機付けるものであること、優秀な人材の確保に資するものであることに加え、透明性・客觀性の高い報酬制度とすることを基本方針とする。当社の取締役の報酬は、基本報酬、業績運動報酬である賞与、退職慰労金、ストック・オプションに関する報酬で構成されており、個々の報酬の額は、各職責と業績等に対する貢献度に基づき、同規模又は同業種の企業と比較の上、当社の業績に見合った水準とすることを基本方針とする。当社の社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成する。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任期間に応じて、当社の業績、従業員の給与の水準も考慮しながら、構成員の過半数を独立役員とする任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により決定するものとする。

- ・業績連動報酬である賞与の額の決定に関する方針

業績連動報酬としての賞与の額は、各期の連結経常利益を算定指標とし、連結経常利益の目標額（単年度事業計画の値）に対する実績に応じて決定した係数を、役位ごとに設定する業績連動報酬基準額に乗じて算出する。連結経常利益を算定指標とする理由は、連結経常利益が支給対象年度における当社グループの臨時的な利益や損失を排除した利益指標であり、当社グループの経営成績を適切に示すからであります。賞与の額は、構成員の過半数を独立役員とする任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により決定するものとし、事業年度終了後、一定の時期に一括して支給する。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、連結経常利益502,000千円でしたが、実績は、549,108千円であります。

- ・退職慰労金に関する方針

退職慰労金に関しては、株主総会の決議をもって、役員退職慰労金規程に定める算定基準により、役位、職責、在任期間等を勘案し業績等を考慮のうえ、構成員の過半数を独立役員とする任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会が個別の支給額を決定するものとする。退職慰労金は、役員退任後に支給する。

- ・ストック・オプション報酬に関する方針

ストック・オプション報酬に関しては、個人別の付与数及び付与時期等を、その公正価格や基本報酬の程度、各取締役（社外取締役を除く）の貢献度を勘案し、構成員の過半数を独立役員とする任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により決定するものとする。

- ・基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の報酬等の種類別の割合については、当社の企業価値の向上に資するインセンティブとして適切な割合となるよう、当社と同規模又は同業種の企業の水準等を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の割合が高まる構成とし、構成員の過半数を独立役員とする任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により、当該割合の範囲内において各取締役の報酬等の内容を決定するものとする。

・監査役の報酬に関する基本方針

監査役に関する報酬は監査役の協議により、個人配分を決議しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2016年5月31日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は1名）です。また、2019年12月26日開催の定時株主総会において、当該報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）のストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬限度額を年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。監査役の報酬限度額は、2016年5月31日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)					対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績運動報酬	ストック・オプション	退職慰労金	その他	
取締役 (うち社外取締役)	130,169 (6,280)	67,770 (5,280)	53,000	—	8,399	1,000 (1,000)	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	13,860 (9,420)	11,280 (7,920)	—	—	280	2,300 (1,500)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	144,029 (15,700)	79,050 (13,200)	53,000	—	8,679	3,300 (2,500)	13 (5)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 退職慰労金は、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。
3. 取締役の「その他」の金額は、賞与の額であります。
4. 監査役の「その他」の金額は、賞与の額であります。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役山本秀樹氏は、公認会計士山本秀樹事務所所長、株式会社アルファコンサルティング代表取締役、アルファ税理士法人代表社員及び中央発條株式会社社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役横井良栄氏は、よこいよしえ社会保険労務士事務所代表及びポバール興業株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役加藤孝浩氏は、加藤孝浩会計事務所所長、クローバー・ブレイン株式会社代表取締役及び株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役川島典子氏は、川島典子司法書士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役小松慶子氏は、弁護士法人三浦法律事務所パートナー弁護士、株式会社ブイキューブ社外取締役（監査等委員）、セイノーホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

口. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要
取締役	山本秀樹	当事業年度に開催された取締役会15回中15回に出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。特に財務・会計等の専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の選任や役員報酬等について審議し取締役会に答申・助言するにあたり、重要な役割を果たしております。
取締役	横井良栄	当事業年度に開催された取締役会15回中15回に出席し、社会保険労務士としての専門的見地から適宜発言を行っております。特に法令・労基法等の専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長を務め、取締役の選任や役員報酬等について審議の中心となり、取締役会に答申・助言するにあたり、特に重要な役割を果たしております。
監査役	加藤孝浩	当事業年度に開催された取締役会15回中15回、監査役会15回中15回にそれぞれ出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の選任や役員報酬等について審議し取締役会に答申・助言するにあたり、重要な役割を果たしております。
監査役	川島典子	当事業年度に開催された取締役会15回中14回、監査役会15回中15回にそれぞれ出席し、司法書士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の選任や役員報酬等について審議し取締役会に答申・助言するにあたり、重要な役割を果たしております。
監査役	小松慶子	当事業年度に開催された取締役会15回中15回、監査役会15回中15回にそれぞれ出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の選任や役員報酬等について審議し取締役会に答申・助言するにあたり、重要な役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

①名称

有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は「内部統制システム構築に関する基本方針」を取り締役会で決議し、業務の有効性、効率性及び適正性を確保する体制を整備・運用しております。概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会の監督機能と監査役の監査機能により、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ・取締役は相互に職務の執行を監督し、他の取締役の法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する。
- ・法令違反又はコンプライアンスの懸念事象を予防及び発見するため、通報制度を「内部通報規程」に基づき運営する。
- ・内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役に報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の業務の執行に係る重要な情報は文書又は電磁的媒体に記録し、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧できるように適切に保存する。
- ・保存又は管理する電磁的記録については、セキュリティを確保し、情報の毀損や流出を防止する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理の統括部署として、管理部経営企画課を主幹部署と定め、全社的なリスク管理体制を確立する。また、「リスク管理規程」に従い、当社のリスクを適切に評価するとともに、リスクをコントロールする継続的活動を推進する。
- ・基幹システムについては、大規模災害又は障害が発生した際に情報システムの継続的運用を確保するため、バックアップを整備する。
- ・不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長の指示の下、損失の低減と早期の正常化を図る。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を月1回定期的に開催する他、必要に応じ開催し、適正で効率的な意思決定を行う。
- ・業務分掌規程及び職務権限規程により、職務執行に係る権限・責任を明確にする。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の経営管理は、当該企業の自主性を尊重しつつも、「関係会社管理規程」に基づき、当社に対する事業内容の定期的な報告と重要案件の協議・決裁を通じて行う。
- ・内部監査部門は、社内規程に基づき子会社の経営全般に関する管理運営状況、業務執行状況を監査し、業務の正確性及び信頼性を確保する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めてきたときは、監査役の意見、関係者の意見を十分考慮して、適切な使用人を配置するものとする。
- ・監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に従いその職務を行う。また、当該使用人の任命、解任、懲戒、評価については、監査役の事前の同意を要する。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ・取締役は、監査役に対し、法令に違反する事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項について速やかに報告する。
- ・使用人は、監査役にコンプライアンスに関する報告・相談を直接行うことができる。
- ・当社は、上記報告・相談を行った使用人等に対し、監査役に相談・通報したことを理由として、解雇その他のいかなる不利益な取り扱いを行わない。
- ・内部監査、内部通報及び各委員会の内容を、速やかに監査役に報告する。
- ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、業務執行状況等について速やかに報告する。
- ・重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、監査役は取締役会に出席とともに、稟議書等重要な決裁案件の回付を受ける。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識し、その実効性を確保するために必要な環境の整備を行う。
- ・監査役は、各部門に対して、隨時、必要に応じ監査への協力を求めることができる。
- ・監査役は、内部監査部門及び会計監査人と定期的に意見交換を行う。

⑨反社会的勢力の排除に関する体制

- ・役員及び使用人は、いかなる場合においても反社会的勢力等との接点を持たないよう努める。
- ・反社会的勢力に関する属性確認は、「反社会的勢力排除規程」等に基づいて行う。
- ・暴力追放推進センター及び県警等からの情報収集に努め、有事の際には連携して対応にあたる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンスに関する取組

- ・当社では、原則として毎月1回、取締役、常勤監査役、部門長で構成されるコンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンスの推進に関する基本方針、重要事項等を審議しております。
- ・内部通報規程に基づき社外に内部通報窓口を設置し、社員等からの違反行為等に関する通報又は相談を受け付けております。内部通報窓口にて受け付けられた通報又は相談については、管理部担当役員にて調査がなされ、違法行為等が明らかとなった場合には社長に報告し、コンプライアンス是正のための措置を講じております。
- ・内部監査部門は監査計画を作成し、日常業務が法令及び定款に適合し、かつ社内規程に則り適正に運営されているか監査を実施しております。監査の結果は社長に報告がなされ、必要となる対策を実施しております。

②リスク管理体制の強化

- ・管理部経営企画課は、各部門のリスク管理状況について監査を行い、リスク管理方法に問題がある場合には管理責任者への報告を行います。また、管理責任者は問題についての改善を実施しております。

③企業グループにおける業務の適正の確保

- ・子会社の重要事項を決定する場合には、関連する当社の管轄役員及び本部長を交えた合議制とする運用を行っております。
- ・内部監査部門による子会社監査を年1回以上行っております。

④監査役の監査体制

- ・常勤監査役は、取締役会のみならず、重要な会議体に出席し、当社の業務執行に関する重要な情報を逐次、監査役に報告しております。

連結貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 產	3,861,351	流 動 負 債	1,395,368
現 金 及 び 預 金	2,631,424	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金	566,668
受 取 手 形 ・ 完 成 工 事 未 収 入 金	1,110,267	短 期 借 入 金	200,000
未 成 工 事 支 出 金	14,182	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	26,664
販 売 用 不 動 產	42,241	未 払 法 人 税 等	103,550
そ の 他	68,137	未 成 工 事 受 入 金	83,469
貸 倒 引 当 金	△4,901	賞 与 引 当 金	44,963
固 定 資 產	1,914,981	完 成 工 事 補 償 引 当 金	15,555
有 形 固 定 資 產	1,394,388	そ の 他	354,497
建 物 及 び 構 築 物	435,225	固 定 負 債	236,482
土 地	938,169	長 期 借 入 金	25,272
そ の 他	20,993	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	169,118
無 形 固 定 資 產	32,630	退 職 給 付 に 係 る 負 債	41,632
投 資 そ の 他 の 資 產	487,961	そ の 他	460
投 資 有 價 証 券	223,146	負 債 合 計	1,631,851
繰 延 税 金 資 產	56,395	(純 資 產 の 部)	
保 険 積 立 金	146,462	株 主 資 本	4,045,639
そ の 他	68,676	資 本 金	412,833
貸 倒 引 当 金	△6,719	資 本 剰 余 金	354,132
資 產 合 計	5,776,333	利 益 剰 余 金	3,278,956
		自 己 株 式	△282
		その他の包括利益累計額	98,010
		そ の 他 有 價 証 券 評 價 差 額 金	98,010
		新 株 予 約 権	831
		純 資 產 合 計	4,144,481
		負 債 純 資 產 合 計	5,776,333

連結損益計算書

(自 2024年10月1日)
(至 2025年9月30日)

(単位:千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,271,357
売 上 原 価		4,471,198
売 上 総 利 益		1,800,159
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,261,876
營 業 利 益		538,282
營 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	6,487	
受 取 地 代 家 賃 金	8,669	
受 取 保 険 金	3,580	
そ の 他	2,313	21,051
營 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,702	
不 動 産 賃 貸 費 用	7,849	
そ の 他	673	10,226
經 常 利 益		549,108
特 別 損 失		
減 損 損 失	4,364	4,364
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		544,744
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	167,473	
法 人 税 等 調 整 額	△7,256	160,216
当 期 純 利 益		384,527
親会社株主に帰属する当期純利益		384,527

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年10月1日)
(至 2025年9月30日)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	412,032	353,331	3,001,421	△282	3,766,503
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	800	800			1,601
剩 余 金 の 配 当			△106,993		△106,993
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			384,527		384,527
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	800	800	277,534	-	279,136
当 期 末 残 高	412,833	354,132	3,278,956	△282	4,045,639

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他の有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	53,251	53,251	871	3,820,625
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				1,601
剩 余 金 の 配 当				△106,993
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				384,527
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	44,758	44,758	△39	44,719
当 期 変 動 額 合 計	44,758	44,758	△39	323,855
当 期 末 残 高	98,010	98,010	831	4,144,481

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 1 社

主要な連結子会社の名称 株式会社景匠館

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数 1 社

主要な持分法適用の関連会社の名称 株式会社晃連

持分法適用会社の事業年度は、連結会計年度と異なりますが、持分法適用会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

販売用不動産及び未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～45年

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 完成工事補償引当金

完成工事に対する瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績割合に基づく見積額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

工事契約について、一定の期間にわたり充足される履行義務として充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。ただし、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取り扱いを適用しております。

【会計方針の変更に関する注記】

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による収益認識

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度における一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による完工工事高は2,006,400千円であります。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事契約に関しては、一定の期間にわたり充足される履行義務として充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法を採用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りにあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び期末時点における工事進捗度を計算する必要があり、それらを算出するには、見積りによる仮定を前提とする必要があります。また、建設資材や労務単価等の価格変動、工事契約の改訂等、事前予測が困難な事象が工事着工後に発生する場合には、その仮定に不確実性を与えることがあります。そのため、それらの予測できない事象が発生した場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	269,200千円
土地	274,985
計	544,186

(2) 担保に係る債務

短期借入金	200,000千円
1年内返済予定の長期借入金	16,656
長期借入金	23,628
計	240,284

2. 有形固定資産の減価償却累計額 300,392千円

【連結損益計算書に関する注記】

減損損失

(単位：千円)

場所	用途	種類	金額
香川県高松市	店舗用資産	建物、構築物、工具、器具及び備品	3,132
大阪府箕面市	店舗用資産	建物、工具、器具及び備品	1,231
合計			4,364

当社グループは、事業用資産については事業拠点を基準としてグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、経営の効率化・合理化を目的として、香川県高松市の店舗用資産に関しては、外部に売却することを決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は契約額にて算定しております。大阪府箕面市の店舗用資産に関しては、近隣店舗との統合により閉鎖することを決定したため、帳簿価額の全額を減額しております。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,242,600	2,000	—	3,244,600
合計	3,242,600	2,000	—	3,244,600
自己株式				
普通株式	387	—	—	387
合計	387	—	—	387

(注) 発行済株式の総数の増加は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月25日 定時株主総会	普通株式	48,633	15	2024年9月30日	2024年12月26日
2025年4月11日 取締役会	普通株式	58,359	18	2025年3月31日	2025年6月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年12月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	58,395	18	2025年9月30日	2025年12月26日

3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 33,000株

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については、経営計画及び資金繰りを考慮し、必要な資金を銀行借入等により調達する場合があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式等及び投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後3年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においては、当社の監視のもと、同様の管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券(※2)	218,156	218,156	—
資産計	218,156	218,156	—

(※1) 現金については、記載を省略しております。預金、受取手形、完成工事未収入金、支払手形、工事未払金、短期借入金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、長期借入金については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」に含まれておりません。当該金融資産の連結貸借対照表計上額は4,990千円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	208,141	—	—	208,141
投資信託	—	10,015	—	10,015

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、投資信託は公表された基準価額を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	区分		合計
	ガーデンエクステリア	ランドスケープ	
一時点で移転される財	438,390	295,987	734,378
一定の期間にわたり移転される財	2,918,943	2,618,035	5,536,979
顧客との契約から生じる収益	3,357,333	2,914,023	6,271,357
外部顧客への売上高	3,357,333	2,914,023	6,271,357

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	392,494千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	329,989
契約資産(期首残高)	454,264
契約資産(期末残高)	780,277
契約負債(期首残高)	103,040
契約負債(期末残高)	83,469

契約資産は、顧客との工事契約について期末時点における充足した履行義務に基づき認識した収益

のうち未請求の対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事契約に関する対価は、個々の支払条件に従い、受領しております。契約負債は、顧客との工事契約について、履行義務を充足する前に顧客から、支払条件に基づき受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は96,394千円であります。

(注) 当連結会計期間中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動がある場合のその内容

契約資産は、当連結会計期間期末日付近において履行義務が充足される大型の工事契約が多かったことにより変動しております。なお、契約負債の残高の重要な変動はありません。また、過去の期間に充足した履行義務から当期に認識した収益に重要な事項はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足の残存履行義務は、当連結会計年度末において2,125,500千円であります。当該履行義務は、主として工事契約に係るものであり、工事の進捗に応じて概ね2年以内に完成工事高として認識されると見込んでおります。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	1,277円24銭
1株当たり当期純利益	118円60銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	117円85銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,384,642	流 動 負 債	1,265,084
現 金 及 び 預 金	2,244,432	支 払 手 形 金	50,370
受 取 手 形	100,320	工 事 未 払 金	433,642
完 成 工 事 未 収 入 金	928,782	短 期 借 入 金	200,000
未 成 工 事 支 出 金	11,471	1 年 内 返 済 預 定 の 長 期 借 入 金	16,656
販 売 用 不 動 產	42,241	未 払 費 用	184,755
原 料 物 及 び 廉 品	12,897	未 払 法 人 税	81,856
前 払 費 用	11,115	未 成 工 事 受 入 金	103,447
そ の 他	38,245	預 金	71,196
貸 倒 引 当 金	△4,866	前 受 収 益 金	3,830
固 定 資 産	1,951,498	賞 与 引 当 金	793
有 形 固 定 資 産	1,345,055	完 成 工 事 補 償 引 当 金	38,507
建 構 物	383,432	そ の 他	12,931
機 械 及 び 装 置	44,140	固 定 負 債	67,098
車両 運 搬 具	0	長 期 借 入 金	227,953
工具、器具 及 び 備 品	2,217	退 職 給 付 引 当 金	23,628
土 地	16,776	役 員 退 職 慰 劳 引 当 金	41,632
	898,489	そ の 他	162,233
無 形 固 定 資 産	31,322	負 債 合 計	460
ソ フ ト ウ エ ア	4,249		
そ の 他	27,072	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	575,120	株 主 資 本	3,757,111
投 資 有 価 証 券	192,126	資 本 金	412,833
関 係 会 社 株 式	127,341	剩 余 金	354,132
出 資	40	資 本 準 備 金	354,132
破 産 更 生 債 権 等	5,139	利 益 剩 余 金	2,990,428
長 期 前 払 費 用	3,232	利 益 準 備 金	12,876
繰 延 税 金 資 産	53,256	そ の 他 利 益 剩 余 金	2,977,551
保 険 積 立	146,462	別 途 積 立 金	960,000
そ の 他	52,662	繰 越 利 益 剩 余 金	2,017,551
貸 倒 引 当 金	△5,139	自 己 株 式	△282
資 产 合 計	5,336,140	評 価 ・ 換 算 差 額 等	85,159
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	85,159
		新 株 予 約 権	831
		純 資 産 合 計	3,843,102
		負 債 純 資 産 合 計	5,336,140

損 益 計 算 書

(自 2024年10月1日)
(至 2025年9月30日)

(単位:千円)

科 目	金	額
売 上 高 価		5,396,659
売 上 原 価		3,814,603
売 上 総 利 益		1,582,055
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,081,066
營 業 利 益		500,989
營 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,695	
受 取 地 代 家 賃 金	8,669	
受 取 保 険 金	3,580	
そ の 他	2,096	20,042
營 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,572	
不 動 産 賃 貸 費 用	7,849	
そ の 他	72	9,493
經 常 利 益		511,538
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,099	2,099
税 引 前 当 期 純 利 益		509,438
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	167,100	
法 人 税 等 調 整 額	△18,587	148,512
当 期 純 利 益		360,925

株主資本等変動計算書

(自 2024年10月1日)
(至 2025年9月30日)

(単位:千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計	利 益 準 備 金	その他の利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	412,032	353,331	353,331	12,876	960,000	1,763,619	2,736,495	△282 3,501,577
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	800	800	800					1,601
剩 余 金 の 配 当						△106,993	△106,993	△106,993
当 期 純 利 益						360,925	360,925	360,925
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	800	800	800	—	—	253,932	253,932	— 255,534
当 期 末 残 高	412,833	354,132	354,132	12,876	960,000	2,017,551	2,990,428	△282 3,757,111

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他の有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	43,505	43,505	871	3,545,953
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				1,601
剩 余 金 の 配 当				△106,993
当 期 純 利 益				360,925
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	41,654	41,654	△39	41,614
当 期 変 動 額 合 計	41,654	41,654	△39	297,148
当 期 末 残 高	85,159	85,159	831	3,843,102

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(3) 棚卸資産

販売用不動産及び未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料

主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～39年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事に対する瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績割合に基づく見積額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額から、中小企業退職金共済制度における給付相当額を控除した額を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

工事契約について、一定の期間にわたり充足される履行義務として充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。ただし、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

【会計方針の変更に関する注記】

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による収益認識

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度における一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による完成工事高は1,674,298千円であります。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表【会計上の見積りに関する注記】一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による収益認識に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	269,200千円
土地	274,985
計	544,186

(2) 担保に係る債務

短期借入金	200,000千円
1年内返済予定の長期借入金	16,656
長期借入金	23,628
計	240,284

2. 有形固定資産の減価償却累計額

284,966千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	179,542千円
短期金銭債務	21,945

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,046,752千円
仕入高	61,957
販売費及び一般管理費	3,189
営業取引以外の取引高	6,802

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	387株
------	------

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	12,831千円
役員退職慰労引当金	50,000
投資有価証券評価損	16,236
減損損失	36,780
未払金	39,765
その他	40,203
繰延税金資産小計	195,816
評価性引当額	△126,959
繰延税金資産合計	68,857
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△15,600
繰延税金負債合計	△15,600
繰延税金資産の純額	53,256

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を29.9%から30.8%に変更し計算しております。

この変更による影響は軽微であります。

【関連当事者との取引に関する注記】

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	積水ハウス株式会社	被所有 直接 20.2%	造園工事に関する業務受託の関係	造園工事の受注	1,046,752	完成工事未収入金	179,542
						未成工事受入金	4,296
						工事未払金	18,357
その他の関係会社の子会社	積水ハウス建設中部株式会社	-	造園工事に関する業務受託の関係	造園工事の受注	738,074	完成工事未収入金	32,884
						未成工事受入金	20,047
						工事未払金	1,100

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 造園工事の受注に関しては、一般的取引条件等と同様に決定しております。

【収益認識に関する注記】

連結注記表【収益認識に関する注記】に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	1,184円35銭
1株当たり当期純利益	111円32銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	110円62銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月21日

株式会社岐阜造園
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務 執 行 社 員

公認会計士 伊 藤 貴 俊

指定有限責任社員
業務 執 行 社 員

公認会計士 石 原 由 寛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岐阜造園の2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岐阜造園及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月21日

株式会社岐阜造園
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務 執行 社員

指定有限責任社員
業務 執行 社員

公認会計士 伊 藤 貴 俊

公認会計士 石 原 由 寛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岐阜造園の2024年10月1日から2025年9月30日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

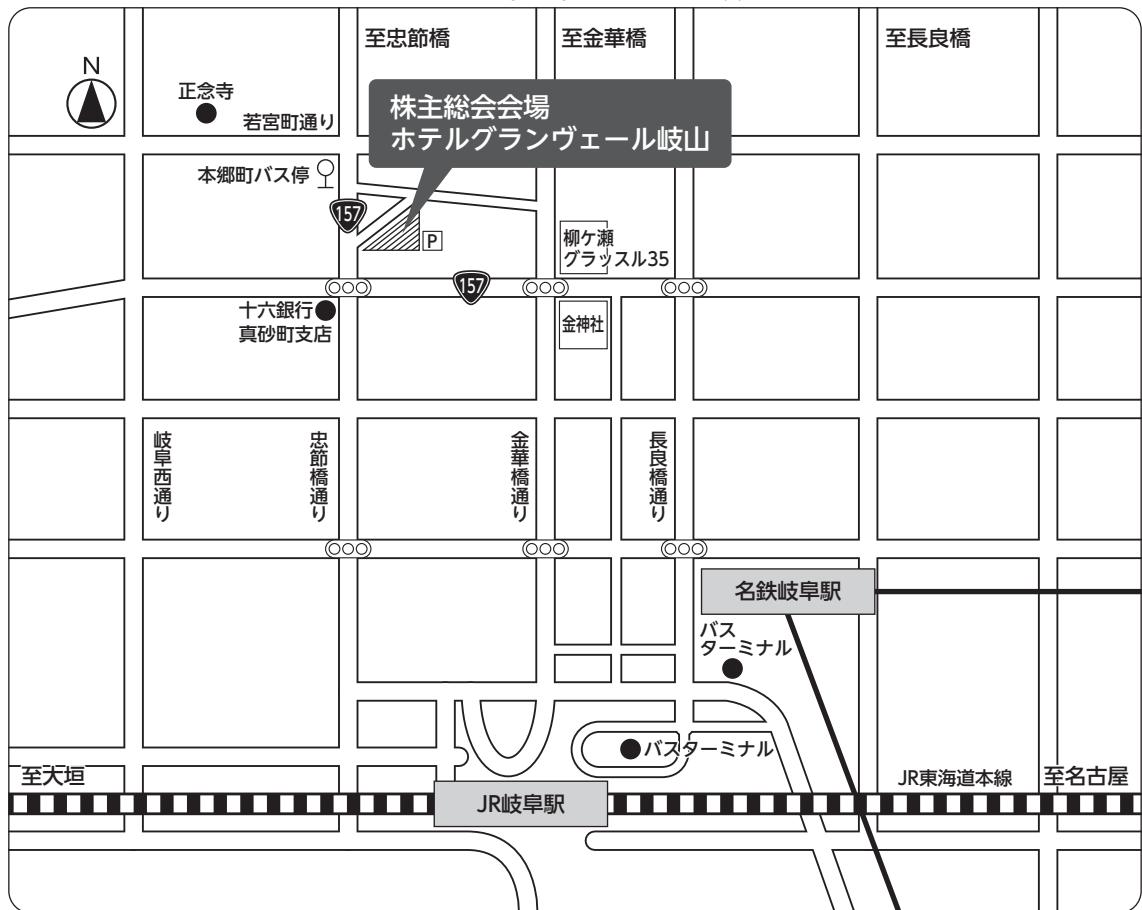
2025年11月25日

株式会社岐阜造園 監査役会
常勤監査役 井川智康 印
社外監査役 加藤孝浩 印
社外監査役 川島典子 印
社外監査役 小松慶子 印

以上

株主総会会場ご案内図

〈会場〉 ホテルグランヴェール岐山 3階 末広の間
岐阜県岐阜市柳ヶ瀬通6丁目14番地
T E L. 〈058〉 263-7111代



[交通機関のご案内]

- JR岐阜駅より……………徒歩／約20分
- 名鉄岐阜駅より……………徒歩／約20分
- 岐阜各務原I.Cより約10km…………車／約20分
- 岐阜羽島I.Cより約18km…………車／約35分

[駐車場のご案内]

- Dパーキング西柳ヶ瀬第1
- ※Dパーキング西柳ヶ瀬第1以外の駐車場は有料となりますので、ご了承ください。
- 会場建物内及び周辺は全面禁煙となっておりますので、ご了承ください。

